

T. H. マーシャルの社会政策論

小林 良二

はじめに

最近わが国の社会福祉政策のみなおしがさげばれている。周知のように、1973年の石油危機以来のインフレとそれに続く財政危機とがその大きな底流をなしていることは明白であるが、他方で、相互の関連性をもたずにバラバラに展開された諸福祉施策を、何らかの形で統合し、より効率的なものにする必要があるという認識もまた、みなおし論の重要な背景であるように思われる。

これに関する最近の試みとしては、総合社会政策基本問題研究会が発表した「総合社会政策を求めて」(1977年5月)をあげることができる。同報告では、マクロ社会学的観点からの社会政策の基本的体系化を試み、政策の各レベルにおける総合化-体系化を提案しているのである¹⁾。

こうした様々な試みについて検討するにあいに、もし海外に比較の対象を求めるならば、戦後、福祉国家を標榜して様々な社会政策を推進したイギリスの最近の事情を視野におさめることは、決して無駄なことではないと思われる。本稿では、戦後のイギリスにおいて社会学、社会政策の領域で重要な理論的指導者の役割を果たしてきた T. H. マーシャルの社会政策に関する諸文献を整理して、みることにより、イギリス社会政策の性格・動向についての理解を得、わが国の諸政策を考える場合の一助としたいと考える。

T. H. マーシャルは、1893年にロンドンで生ま

れ、ケンブリッジで歴史学(中世史)を学んだ後社会学に転じ、1926年から、L. S. Eで社会学を講じ、1944~1949年の間、同大学の社会学部長を勤め、後、ドイツにおけるイギリス領事部の教育担当アドバイザーに就任し、1956~1960年には UNESCOの社会科学部門の部長の職にあり、また、1959~1962年には、国際社会学会の会長をも歴任している²⁾。したがって、その業績は、初期の中世史関係、社会学理論、社会政策論と広汎な分野にわたっており、広い歴史的視野をおさめた理論的展開は多くの示唆に富んでいると思われるのである。本稿で検討するのはこのうち、戦後の社会政策関係の文献に限られる。

I マーシャルの社会政策の枠組みについて

マーシャルの社会政策に関する戦後の諸論文を検討してみると、主として、次の3つの分析レベルを指摘することができる。第1は、狭い意味での社会政策の諸領域に関するものであり、第2は、社会政策を支える社会構造の把握であり、第3は、それらを含んだマクロな歴史的段階に関するものである。

(1) 狭義の社会政策の領域について

狭義の社会政策については、1965年に発表され、その後3回にわたって改訂された『社会政策』[文献(10)~(13)]がほぼこれにあたるわけであるが、まず、ここでいう社会政策の範囲については、中央、地方政府が独自にあるいは民間諸機関の協力を得て行なわれる社会サービスのことであり、これは勿論歴史的に変化するわけであるが、十分に発達した段階では、「社会保障(現金給付)」、「社

1) 「総合社会政策を求めて」を含め、わが国の社会政策(社会福祉政策を含む)に関する検討については別の機会をもちたいが、同書においてもイギリスのナショナル・ミニマムにならって「個人主義と集団主義」「自由と平等」「社会的公正と効率」といった対概念を、「ソーシャル・ミニマム」によって仕分けするという手法がとられているが、以下にみるように、問題は、こうした諸概念のもつ歴史的位相の捉え方にあると思われる。

2) T. H. マーシャルの経歴については、彼の80歳を記念して書かれた自伝が参考になる[文献(16)参照]。

会福祉(対人社会サービス)」「保健サービス」「住宅サービス」の4つの分野の他に、「コミュニティサービス」「教育」を含めるものと説明されている〔文献(13), 序説〕。「教育」については、後にも見るように、マーシャルは、1940～50年代にはしばしば発言しているのであるが³⁾、『社会政策』の中には、これを含めていない。⁴⁾

第2に、社会政策の目的についてであるが、これについては、1970年の『社会政策』第3版に体系化された説明が現われている。それによると社会政策の目的には、a. 貧困の解消、b. 福祉の増進、c. 平等の追究の3つをあげることができるとしている。この3つの目的は、社会政策の歴史的発展の段階ともなるわけであり、aは「福祉国家」成立以前の、従って、戦前の社会政策の主要な課題であり、bは「福祉国家」成立後の目標、cはそれ以後、特に最近の「平等化」をめざす動きともとれるが、現実には、社会政策はこの3つの課題を常に同時にもっているものであり、後にみるように、「平等化」という課題は、常に大きなテーマとして掲げられていたし、また「貧困の解消」については、最近再び主要なテーマとなっている、というように、歴史的な概念と目的概念という二重の性格を合わせもっている。これを『社会政策』の目次に照らしてみると、aの「貧困の解消」は、この本の第1部「20世紀最初の50年」の部分にあたり、ここでは、ブースやラウントリーなどの「貧困線」であれ、ベバリッジ流の「最低生活水準」subsistence levelであれ、それ以下の貧困層、「社会の低辺層の底あげ」を目的とする諸政策である。

これに対して、bの「福祉の増進」は、「福祉国家」の成立と共に、「貧困の解消」という基礎に立って推進される社会サービスの諸分野であり、第2部「20世紀中期の社会政策」がこれにあたる。ここでは、個々のサービスは、各々の政策に沿って独自の展開を遂げ、独自の制度的問題を提起するということが重要である。

cの「平等の追究」については、必ずしも明確な説明が与えられていないが、あえて言えば、「平

等」の概念を「機会の平等」と「結果の平等」に分けると、後者の意味での平等を追究するものと言えよう。ここで用いられている用語は pursuit of equality であるが、他の個所ではこれを egalitarianism とも言い換えており、本稿でも必要がある場合にはこれを区別して用いることにする。もう一つ重要な点は、この「平等の追究」という目的は、社会政策の他の領域との関連＝社会構造の問題を提起するということであるが、これについては、Ⅲで論及される。

第3に、狭義の社会政策については、社会政策の手段の問題が重要である。これは、社会政策の各分野について、独自の制度的・技術的發展が行なわれ、制度・技術間の調整・統合が重要な課題であり、サービスの形態、提供主体、スティグマの防止、効率性の検討などが重要な課題であり、マーシャルはこれらを総称して、社会工学 social engineering と呼んでいる〔文献(12), p. 97〕。

(2) 社会政策の社会構造的な位置づけ

これは、社会政策という領域に対して、他の社会体系がどのような関係をもつか、という点に関する把握であり、特に、経済体系、政治体系との関連づけが重要な課題になる。構造化された制度的用語法を用いれば、社会政策と民主主義(議会民主主義および産業民主主義)および資本主義といった諸制度との関連を問うことである。ここでは、特に社会学研究の諸成果が生かされていること、および、後にも述べるように「不平等」のマーシャル独自の展開をする場合の基本的視点になる。

(3) 社会政策と歴史的発展段階との関連

ここで、歴史的発展段階と呼んだのは、歴史の各段階において現われる一般的な時代の動向とも言うべきものであって、社会政策との関連で言えば、「福祉国家」「豊かな社会」「福祉社会」とい

3) 特に文献(3)の「福祉国家における社会的選択」1953を参照のこと。

4) この理由についてマーシャルは、伝統的習慣によるものであるとし「おそらくそれは、テーマとしてとり扱うには大きすぎるためか、それ独自の特殊な問題をあまりにも多くもちすぎているためであろう」と述べている〔文献(13), p. 13〕。

った概念がこれにあたる。マーシャルは論文のある箇所、「〔社会〕システムを計画したり運営したりする人々、あるいは単にその中で生活している人々が、システムに対して心の中で抱いている主観的な考え方のレベル」〔文献(5) p. 306〕、という表現でこれを説明しているが、「反省を加えられていない粗概念」といってもよいであろう。これらは、社会体系の各部分と密接な関連をもつが、それらと相互に作用しあう一種のイデオロギーとして重要な役割を果たすことになり、特に歴史の段階設定にとって重要である。

ところで、本稿で課題とするのは、「福祉国家」の成立以来 20 年位たった 1960 年代の後半から、「福祉国家」あるいは「福祉社会」の枠組みにとって、ある重要な変化が現われたことの意味の把握である。従って、マーシャルの戦後の社会政策関係の文献について言えば、1970 年の論文「社会サービスの将来」〔文献(14)〕以後、社会政策が新しい段階に入ったと見られるのである。これについての検討は、Ⅱ章以下で行なわれるが、それに先立って、マーシャルの著作の概観を行なっておくことにしよう。これは、次章以下の叙述に対する予備考察としても必要である。

a. 1960 年以前の文献

1940 年代、50 年代に書かれた諸論文は、必ずしも社会政策に関する体系的論述ではないが、全体の基調としては、「福祉国家」の成立にともなう普遍的な社会サービスの成立により、従来完全とはいえなかった労働者のコミュニティの成員としての地位が十分に認められた、という点に重点が置かれているように思われる。例えば、「労働と富」〔文献(1)〕という 1945 年の講演では、労働者のコミュニティの一員としての地位の確立にともない、「労働」が単に「金銭的欲求」という目的のためだけでなく、中産階級と同様にあるレベルの文化を享受するということが目的として与えられることになり、レジャーが重要な意味をもつようになる等のことが指摘され、逆にそこから、従来とは異なる労働の意味の把握——国民（コミュニティ）的レベル、および工場（グループ）レベルにおける労働の意味を考える必要が生じているこ

とが指摘されている。これは、現在のイギリスの労使関係を考える上でも貴重な文献であろう。1949 年の論文「市民権と社会階級」〔文献(2)〕については後にやや詳しくふれるが、「市民権」citizenship の進展にともなって、20 世紀に入ってから、「社会権」social rights の大幅な拡大が実現され、これが、諸々の社会立法となって実現されるに至ったこと、このことと共に、労働組合が、団体交渉という個人間の契約の改訂を求める場に、最低賃金、社会的公正賃金といった社会権に基づく要求をもちこみ、これによって、政府が介入せざるをえなくなったことが指摘され、こうしたプロセスによって、個々人の「市民権」が「社会権」として確立されることになる半面、逆に、新しい形での「不平等」がこの「市民権」によって是認されることになる点、特色ある論理によって解明されている。また、1953 年の「福祉社会における社会的選択」〔文献(3)〕では、教育の門戸解放による社会的な不平等の解消がはかられてきているのに対し、その平等化（機会の平等化）の効果は認めながらも、逆にそのことは、様々の教育免状によって、新しい種類の社会的な不平等を生ぜしめる可能性があることを示唆しているのである。つまり、1960 年以前の論調は、普遍主義的な社会サービスの発展に伴って、新しい形での不平等が生じてくるが、それは、市民権の拡張によるすべての人々の市民としての「地位」が確認されることの結果であり、ここでの不平等は「受け入れ可能な」acceptable 不平等であるという点に分析の力点があると思われるのである⁵⁾。

b. 1960 年代前半の社会政策論

この時期には、前記の『社会政策』を含めて、社会政策の文献が多数出されるのであるが、まず、1961～62 年にかけては、「福祉国家」と「豊かな

5) マーシャルは、「市民権」citizenship の拡大はたしかに平等化をもたらすはするが、不平等を解消するのではなく、「受け入れられる不平等」を作り出すといっているのであり、これは行論上重要である。Julia Parker のマーシャルに対する批判はこの論点が十分に把握できていないように思われる。J. Parker, *Social Policy and Citizenship*, MacMillan, 1975, p. 40 以下。これに対して R. Mishra はマーシャルと立場は異なるがこの点を正確に把握している。R. Mishra, *Society and Social Policy*, MacMillan, 1977, Chap. 2 参照。

社会」の原則に関する検討が行なわれている。ここでの問題は、「福祉国家」という枠組みが、「豊かな社会」の原則の攻撃をうけて動揺することになるが、この2つの原則をどのように調和させるべきか、ということである。

マーシャルの指摘するところによると、「福祉国家」とは、戦時という「耐乏の社会」Ansterity Society の条件下で生れた連帯主義に基づくリスクのプールとして構想され、ベバリッジの社会保障計画、ベヴェンの国民保健サービス、バトラーの教育法などを通じて実現されていた諸施策の総体である。これらの諸施策は、強い普遍主義の性格をもち、すべての人の普遍的権利として社会サービスが受けられるとしたことにその特色があった。

このうち、ベバリッジの社会保障計画は、「貧困の解消」を目的とする最低限原則であり、ベヴェンの国民保健サービスは、必要に応じたサービスを提供するという意味で最適原則に基づくものであり、「福祉国家」のシンボルとなったのは後者の方である、とマーシャルは指摘しているが〔文献(5), p. 317〕、いずれにしても、これらの諸立法によって、福祉国家の枠組みができ上がったわけである。

ところが、1950年代になって、戦争中の様々な統制政策が解除され、消費文化をもとにするイデオロギーが成立すると、こうした「福祉国家」の枠組みはきびしい攻撃を受けることになる。というのは「豊かな社会」になると、(1)「耐乏の社会」と結びついている「福祉国家」の統制は誰もが望まないことであり、(2)消費の拡大にともなうインフレの昂進により、社会保険等によって確保されるはずだった「最低生活水準」は必ずしも確保されず、(3)生活水準の上昇によって、普遍主義的なサービスにこだわることはばからしく思えるようになり、(4)また、「福祉国家」という公的セクターの提供する給付・サービス水準の低さによって、その尊厳が失われ、(5)税制上の優遇措置によって、特に年金の部門を中心として、民間セクターの活動が盛んになったこと、(6)教育改革についても、機会の均等化によって競争は拡大し、しかも、階

級間の壁が強化されたという気持を人々にうえつけ、社会的連帯を破壊した〔文献(4), pp. 299-300〕、というような現象が生じてきたからである。

ところが、これに対して「豊かな社会」の原則は、マーシャルのみるところでは、物質的消費水準の上昇をめざすものであり、基本的ニーズの充足にかかわるものではなく、何よりもこの原則には、社会的公正という原理に基づく正当性 legitimacy という点が欠けている。そして、こうした、派手な消費への傾斜は経済的アノミーをひきおこし、社会的統合=連帯という価値を全く無視するものである〔文献(6), p. 333 以下〕。

このように、「福祉国家」と「豊かな社会」とは、氷炭相容れざる性格をもっているのであるが、この2つの原則をどこかでおりあわす必要があるとして、マーシャルは、当時提案された「段階的年金構想」や「所得政策」等、経済市場や民間団体のある種の機能と公共政策とをマッチさせる方向について検討している。そして、1965年に出された『社会政策』第1版〔文献(10)〕および、他の2つの論文「社会発展からみた福祉」〔文献(7)〕、「社会政策からみた福祉」〔文献(8)〕においては、この2つの原則の間に妥協が成立したとし、「福祉国家」は「福祉社会」に転形したとみるのである。周知のように、この頃までの時期に、社会保険における「所得比例制」の導入（これはベバリッジ原則の大転換である）、国民保健サービスにおける一部負担の導入など一連の政策の変更が行なわれるわけであるが、にもかかわらず、普遍主義の色あいを強く残した上で、「福祉社会」への収斂が行なわれた、とマーシャルはみるのである。

c. さて次に論調の変化がみられるのは、1970年の『社会政策』第3版〔文献(12)〕および、同年の「社会サービスの役割」〔文献(14)〕においてであり、特に後者においては、新しい局面の変化が明瞭に示されるのである。この背景としては何よりも、60年代後半の「貧困の再発見」が最も重要であり、これと共に、従来の普遍主義を基調とする枠組みを再検討しなければならなくなったとし、「低所得問題」（経済的価値と社会サービスとの関係）、および、より平等な社会 egalitarian

society をめざす手段としての社会政策の問題を指摘している〔文献 (14), pp. 16～〕。

本稿で検討する時期は、この70年代に入ってからマーシャルの論調の変化の意味についてであり、次章では、「貧困の再発見」の社会政策的意味を、第3章では「平等化」の要求の社会構造的意味について検討し、合わせて、マーシャルの社会政策論の性格についても言及することにする。

II 『社会政策』1版、3版、4版における「貧困」の位置について

先に述べたように、マーシャルの『社会政策』は、第1部が「貧困の解消」をテーマとし、第2部が「福祉の増進」を中心として、社会サービスの個々の分野の制度的発展を叙述するという構成をとっている。ところで、1970年を境としてマーシャルの論調に変化が現われたことは、先にも指摘した通りであるが、それは、『社会政策』においては、1970年の第3版以後、第2部「20世紀中期の社会政策」の部分がかなり大幅に書き換えられたことに示されている。これは勿論、「社会保障」「保健」「福祉」「住宅」等の個々の分野における制度の発展を、その後の資料をつけ加えて書き直したという面と共に、何よりも、「貧困」の扱いが大きく変化したということによっていると思われる。この変化を中心に検討することによって、社会政策の70年代における変化の意味を窺うことができると思われる。以下、いくつかの項目にわけて検討してみよう。

(1) 『社会政策』第2部の目次について

マーシャルは1975年の『社会政策』の第4版の序文で、第3版につづいて大幅な改訂を行なったことを述べ、その理由として、これが最後の改訂のチャンスになるであろうこと、1974年に、総選挙で労働党が返り咲き、実行される政策の基本線についての見通しが得られたことをあげ、さらに、第2部の標題をそれまでの「20世紀中期の社会政策」から、ミュルダールの用語を借りて「福祉国家を超えて」とすると述べ、それは「社会政策が新しい段階に入り、第二次大戦後経てきた段階と

は異なるものになりつつあるからである」〔文献 (13), p. 8〕り、それは、第12章「貧困」、第13章「1970年代の問題と展望」を、ほとんど新しい稿として書き下したことに示される、としている。

(2) 「福祉国家の再評価」について

これらと共に、第2部への導入部における第7章、「福祉国家の再評価」の項においても、第1版(第2版は、若干のノートをつけ加えただけで、文章は全く変わっていない)と第3、第4版で、重要な変更が加えられている。

前章で簡単に紹介したように、1961～62年当時のマーシャルの問題関心は、「福祉国家」と「豊かな社会」という相異なる原則をどのような枠組みの中に統合するかということであり⁶⁾、1965年に出版された『社会政策』第1版においては、この2つの原則の間に妥協が成立して、「福祉国家」から「福祉社会」への転形が行なわれたとし、その理由を、「豊かな社会」の不完全さが「福祉国家」の原則によって補強された点に求めて

「社会政策は、生活条件、労働条件の人道主義化に大きな貢献をしたばかりではない。それは、労働者階級をコミュニティの完全な成員として迎え入れ、市民としての完全な地位 status を与えることによって、社会構造を変化させるにいたった」〔文献 (10), p. 96〕

と評価している。

これに対して、1970年の第3版では、こうした調子がかかなり書き改められ、社会構造について次のような評価が現われる。

「リチャード・クロスマンは、かつてこうした〔福祉社会の〕枠組みについて『福祉資本主義』と表現したことがあった。これは、ある人からみると十分に『資本主義的』でなく、また別の人にとっては、十分に『社会主義的』ではないということになる。しかし、社会政策の領域で

6) マーシャルのここでの指摘は、実態としてどうであったかということよりも、「理念型」として考えてみたばあいの、「福祉国家」と「豊かな社会」の比較に重点がある。このことは、「豊かな社会のイギリスにおける性格—生産をともしない消費」という指摘をみてもわかることであり、マーシャルのこの把握に対する批判を行なう場合には注意を要すると思われる。

は、基本原則に関する合意は増大しつつある。……提供さるべきサービスに関する意見の差はほとんどない。誰がやるにしても、市民の福祉に対する全体的責任が国にあることについては、一般的合意をみているのである」〔文献 (12), p. 97〕と⁷⁾。

みられるように、ここでは、原則の面での差異はみられるが、社会政策における実践の領域では、合意が成立している、というつかいわけになっている。ところが、1975年の第4版においては、こうした「福祉社会」の枠組みは、「合意の増大」よりもむしろ、ある種の不安定さを示すようになった、とするのである。

その理由としてマーシャルは、「福祉社会」が諸原則の妥協の上に成立していることから、サービスの優先順位、サービスのレベルや方法、サービスの提供主体に関する中央・地方政府、民間団体、民間企業などの役割等々をめぐって、交渉や論議が必要になってきていることを指摘したあとで、第3版と同じ箇所に来るのであるが、ここでは、次のように書き変えている。

「もはや問題は、先に述べた3つの考え方——資本主義を廃棄するか、人道主義化するか、そのままにしておくか、という間の選択の問題ではなくなった。事態は3つの方向に同時に進行したからである。……これは、リチャード・クロスマンの用語法によれば、『福祉資本主義』であり、彼はこれによって、そのもつ固有の不安定さを指摘したのであるが、別の人々は、これをもって20世紀中期における社会民主主義の確立であるとみたのである」〔文献 (13), pp. 104-105〕。

明らかにここでは、原則間の対立だけではなく、実践場面における合意についても、対立する見解が生じつつあることが示唆されている。そして、これにともなって、社会政策の個々の分野については、単なる制度的手直し social engineering にとどまらず、社会構成の基本原則をめぐる問題が

提起され、「合意の政治」が消失したと云うのである〔文献 (13), p. 105〕。

この原因となったのが、「貧困の再発見」と、それと深い関係をもつ「制度的枠組みのもつ不安定さの増大 = 不平等問題」なのであるが、まず、前者について、引きつづき『社会政策』をみてゆこう。

(3) 『社会政策』第1, 3版における貧困の取り扱いについて⁸⁾

先にふれたように、『社会政策』第4版になって、はじめて、第2部の部分に「貧困」という章(第12章)が登場するのであるが、第1版(第2版)および第3版では、貧困はどのような取り扱いをうけているのであろうか。

第1版では、貧困の問題は、第8章「社会保障」social security で簡潔にふれられているにすぎず、ここでの論旨は、ベバリッジ構想による社会保険を用いた最低生活水準の保障と社会扶助によるその補完という方式がうまく機能せず、社会保険がかなりの程度、国民扶助によって支えられなければならない、その意味では、第一次的貧困の解決に必ずしも成功していないにもかかわらず、こうした低所得層とその上の階層との実質的な差はあまりなく、少なくとも「豊かな労働者」と「貧困化した年金受給者」といった区別は生じていないとし、当時構想されていた「国民扶助」の「補足給付」への切りかえによって社会保険と国民扶助とが合体されれば、問題は解決して、「“最低生活水準”といった旧式の概念は放棄できるであろう」〔文献 (10), p. 112〕と述べている。ただ、当然のことであるが、このことが言うるためには、制度合体後の給付がより高いものとなる保証が必要であるが、マーシャルは、1959年の政府資料の、「これが、より高い水準を保障し、増大する国富を分かちあうことになる」という箇所を引用し、「もしこの言葉をそのままとすれば、保険と扶助とを区別する意味はなくなる」〔文献 (10), p. 112〕ということわりをつけているが、

7) この点についての、やや体系的な立場の整理については、文献 (13) の「福祉国家と豊かな社会」における、社会主義 A, 社会主義 B, といった分け方による説明が参考になる。同論文, p. 285 以下参照。

8) 以下の行論については、小山路男『西洋社会事業史論』昭和53年、光生館、終章「ベヴァリッジ体制以後の諸問題」、および、同、「福祉国家の形成と変容」『労働協会雑誌』1965年2月、日本労働協会が様々な示唆を与えてくれる。

まさにこの点が後に問題になるわけである。

これに対して、第3版においては、貧困はかなり叙述の内容が異なっている。第3版においても、貧困は、第8章「現金給付」(第1版では「社会保障」にあたる)で取り扱われているが、ここではまず、社会保険の二段システムである最低保障部分と賃金比例部分のうち、最低保障部分がそれだけでは不十分になってきていると述べ、これと関連して1966年の社会保障省設置による社会保険と補足給付との組み合わせ、および、補足給付に対する権利性の付与によって⁹⁾、ある程度この低さがカバーできるにもかかわらず、それで問題が解決するとは言えず、さらに、特定のカテゴリーに属する人々——女性、長期の労働不能者、失業者——が、「賃金停止条項」によって低い給付水準を余儀なくされ、また稼働中の者についても、「家族の貧困」の問題が提起され、これらに対して新しい対策が模索されていると述べている〔文献(12), pp. 108-113〕。しかし、この段階ではまだ、貧困が独立の章としてはとり扱われておらず、従来の枠組みの中の「社会工学的問題」であるとされているのである。

(4) 『社会政策』第4版における「貧困」について

1975年の『社会政策』第4版では、新しく第12章に「貧困」の章が設けられ、その意味が体系的に論じられている。

マーシャルは、まず、「貧困」に関する2つの考え方を説明する。それは、貧困を何らかの水準(「貧困線」「最低生活水準」「貧困帯」等)以下の人々の問題と考えるか、あるいは、「貧困」は「富裕」に対する相対的な概念であるから、社会全体の不平等 inequality が解決されないかぎり「貧困」は解決されないとする考えとの差である。マーシ

ャルはこれを次のように表現している。

「もし、〔不平等〕ということをもって、貧困がその国の文明の水準と関係があるというのであれば問題はない。しかし、それが、Aは貧困であるが、AはBよりもより貧困であるとしか言えないということならば、私は反対である。もし、不平等ということをもって、不平等は主要な社会問題の一つであり、貧困はその一部であるというのであれば問題はない。しかし、それが、貧困の問題と不平等の問題とは全く同じであり、不平等の問題が解決できなければ貧困も根絶できない、ということならば、私は反対である。」〔文献(15), pp. 28-29〕と。

この考えの背後には、ベバリッジ以来の最低生活水準あるいは、ナショナル・ミニマムの思想が強く流れている¹⁰⁾。即ち、貧困を最低限あるいはある水準として明示することにより、国民(あるいはコミュニティ)が責任をもって保障すべき基準が明確になり、国民的合意が成り立ちうる、というわけである。従って、マーシャルによる「貧困」の定義は、「ある文明がその一部として受け入れている最低限以下の生活状態のこと」〔文献(13), p. 185〕である。

貧困をこのように定義する政策的含意は、水準を定義することにより普通の人 ordinary people の考えるものが表現でき、政策的に介入すべき貧困の量が測定され、階級間格差ということもこの水準にあわせて問題提起が可能であり、不平等の線から出てくる政策がどちらかというところと歪められ利己的であるという評価をうけやすいのに対して、「最低水準」という問題の提起の仕方は、愛他主義の感情に訴えることができる、としている¹¹⁾〔文献(13), pp. 184-185〕。

9) この文脈で論じられるのが、「福祉の権利」の問題である。即ち、ベバリッジの構想によれば、保険が明確な拠出による権利をもつものに対して「国民扶助」は、それよりも、やや望ましくないものという性格をもつものとされていた。従って、二つの制度を合体するとなると「補足給付」に対する権利とはどのようなものかがどうしても問わざるを得ないのである。この点は、文献(9)に詳しく論じられている。なお、冷水 豊「国際的視野からみた福祉と人権」『社会福祉研究』第22号、鉄道弘済会、1978. 4. では、この点を別の文脈から検討している。

10) この点の歴史について、藤沢益夫「ナショナル・ミニマムの理論と政策」『慶応大学商学論叢』が示唆に富んでいる。

11) ここでの愛他主義の提起の仕方は、R.M. ティトマスの提起の仕方とはやや異なるように思われる。ティトマスの愛他主義については、何よりも、The Gift Relationship, George Allen and Unwin, 1970 が参照されねばならないが、最近、ティトマスの業績を包括的に再構成・検討した D.A. Reisman, Richard Titmuss—Welfare and Society, Heinemann, 1977 がきわめて興味深い。ティトマスの愛他主義の問題は、別の機会に扱ってみたい。

このようにマーシャルの考え方は、普遍主義に裏うちされた最低限という思想の系譜をもっていることが明らかであるが、こうした枠組み自体のもつ現時点における意義が問題にならざるを得ない。

普遍主義の長所は、コミュニティの成員がステイグマ＝二流の市民という負い目をいだかずに、社会サービスに接することができるという点に最大のメリットがある。しかしそのことは逆に、そのサービスの水準を低く押えてしまう結果をもたらす傾向がある。この点についてマーシャルは次のようにいう。

「社会保障がめざしてきたものは、欠乏を除去するということと、公正な（あるいは正当化された）不平等は受容するという原則に基づき、すべての人々に一定の所得を保障するということであった。しかし問題は、この2つの目標を単一の普遍的な制度によって達成しうるのかどうか、この2つの目標に対しては、相互に関連はするが別個の制度が必要なのではないか、ということである。」とし、事実、このギャップは拡大しつつある、というのである〔文献 (13), p. 190〕。

こうしたジレンマを示すものとして、マーシャルは次の3つのものを指摘する。

第1は、「ギャップのジレンマ」とも呼ぶべきものであって、これは、社会保険給付受給者とそれよりも多い満額の補足年金・補足給付を受給しているもののギャップの問題である。政策の方向としては、ミーンズ・テストを伴う補足給付受給者を減らし、しかも、給付をあげることが必要であるが、そうすると次のような問題が生ずる。もし、補足給付の基準をあげずに社会保険（年金）を引きあげると、補足給付への依存者数は減るが、年金への付加がこのギャップを満たすものでないと、所得が増加したことにならない。これにかかる費用はかなり膨大なものになることが予想され、しかもニードの最も高い人々にはあまり利点がない。これに対して、社会保険（年金）給付と補足給付とを両方引きあげると、それなりの効果はあるが、ミーンズ・テストを伴う補足給付への依存という状態はかわらない。つまり、給付水準と受給

資格との間にジレンマが存在するわけである〔文献 (13), pp. 190-191〕。

第2は、「貧困の落とし穴」の問題である。これは、受給者の所得が増えると、それに応じて、社会保障の各給付が減額される仕組みのことで、それによって、所帯所得補助 (Family Income Supplement) が減額され、さらに、家賃補助、地方税償還、無料の学校給食、無料診料等が影響をうけ、さらに、保険拠出や所得税へのはねかえりなどを合わせると、少々の収入では、実質所得としては減額になるか、働いた分にみあうものにならない、それならわざわざ働いて収入を増やすことはない、ということになりかねないのである。こうした事態は、諸種の給付や手当がバラバラに支給されていて、収入の増大に対し総合的にリンクしていないことから生ずるのであるが、逆に、ニードに応じて出されるこうしたいろいろな給付を統合・調整するのは技術的にきわめて難しいのである。マーシャルによれば、「裁量権およびミーンズ・テストに基づく給付の拡大は、あるばあいには、混乱と不公平とをもたらしている」〔文献 (13), p. 192〕。

第3は、経済的価値と福祉的価値との相剋の問題である。これは、先にみた、所帯所得補足のジレンマにもよく現われているが、労働中の賃金よりも扶助の賃金は低くならなければならないとする「賃金停止条項」¹²⁾ Wage Stop に最も典型的に示されている。これによって社会保障の機能が著しく阻害され、労働不能者、老齢者、長期失業者など、どちらかといえば社会保障で十分な給付をすべきものまで労働可能者と同じ扱いにし、不当に低い地位に貶めることになるという〔文献 (13), pp. 193-194〕。『社会政策』第3版では、これを次のように表現している。

「経済の方では、家計支持者が働いていて家族が貧困な状態にあるのだから、社会保障は彼が働いていない時にも同様な状態にしておかなければならない、という。『豊かな社会』においては、こうしたケースは稀であろうが、最近の調査によると、こうした状態がかなり一般化し、貧困の重要な部分をなしていることがわか

12) ただし、これは1975年7月に廃止された。

っている」〔文献 (2), p. 111〕と。

以上みてきたところからわかるように、70年代における貧困の問題は、60年代にマーシャルが問題としていた「豊かな社会」という状況におけるものではなく、やはり経済の停滞とインフレの昂進という事態の中で、普遍主義的な枠組みを残しながら、どのような対応をしてゆくのか、という問題になっているのである。こうした状況については、当然、選別主義を大幅にとり入れた政策、例えば、優先的教育地域 (Educational Priority Areas) や、コミュニティ開発計画 (Community Development Projects) 等の地域政策にみられる、積極的選別政策 (Positive Discrimination)¹³⁾ や、母子家庭・身障者、等に対するカテゴリーカルな対応、あるいは税制とリンクさせた児童手当や、Tax Credit System, 負の所得税、(Negative Income Tax) の提案など、様々な試みがなされているわけであるが、それらについては、ここではふれないでおく。

以上みてきたように、強い普遍主義的性格をもつ社会保障制度は、貧困の再発見という事態の中で、そしてまた、経済の停滞という事態の中で、様々な修正をうけようとしている。制度的にみて、どこまで変化した場合に普遍主義という枠がとり払われることになるのか、という問題は別個に検討しなければならない問題であるが、少なくとも、マーシャルの考えでは、「平等主義」egalitarianismの要求を掲げた新しい政策をうち出すところまでには現状はいいないし、また、それを追究するには、まだ多くの問題がひかえていると見ているようである。「平等の追究」からする不平等については、別の視角から、次章で検討するが、所得保障、国民保健サービスを始めとする諸制度の中に織りこまれて発展してきた普遍主義の思想が、

今、本格的な試練にたたされつつある状況である、言いうるであろう。

III 市民権 citizenship と不平等について

今までみてきたように、不平等の問題は、貧困の問題と絡んで最近よく論議されるテーマであるが¹⁴⁾、マーシャルはこれを社会構造の面から独得な仕方でもとりあげ、その意味ならびに変化を解明し、ある意味で、イギリス（だけでなくおそらく西欧）社会の危機ともいえるような状況を説明している。この問題が、前節でもとりあげた普遍主義的社会サービスの問題と裏腹の問題を提出しているのでこの章では、この点について若干の整理を試みることにする。

さて、マーシャルの社会学ならびに社会政策に関する論文を通読してみると、当然のことであるが、「不平等」inequalityの問題をどのように扱うかがきわめて重要な位置を占めている¹⁵⁾。即ち、戦争直後では、「不平等」の問題は「階級」の問題を論ずる際には、そのまま主題となるわけである。ところが、1960年以後、特に、最近のマーシャルの「不平等」のとりあげ方は、当時とは大きく異なっており、この点が問題なのである。

この問題を考えるためには、社会政策だけでなく、より広く社会体系の問題にまで視野を拡大する必要がある。ここでは、1949年のケンブリッジにおけるA. マーシャル記念講演「市民権と社会階級」〔文献 (2)〕と、ほぼ四半世紀後の1972年に「社会政策雑誌」Journal of Social Policyに発表された論文「福祉資本主義の価値問題」を比較検討することによって問題を考えてみることにする。

14) これに関する代表的著作は W.G. Runciman, *Relative Deprivation and Social Justice*, Routledge Kegan Paul, 1966. であろう。

15) この点、マーシャルの戦後の社会学の諸論文はきわめて興味深い。特に彼の「地位」(あるいは「身分」) statusの概念は社会構造の把握の礎石をなすものであり、アメリカで展開された「役割」roleの概念との差異に関する論及は本稿でも取り扱っている市民権 citizenship 概念と裏腹になるものであり不可欠である。これら、社会学関係の論文は、Class, Citizenship and Social Development, University of Chicago Press, 1977 に収録されている。

13) V. George と P. Wilding は、「イデオロギーと社会福祉」という著書の中で、ティトマスとマーシャルを同じ Fabian 社会主義の中に入れて扱っている。一見すると用語法、問題の扱い方などの点で、ティトマスとマーシャルとの間にはかなり差があるように思われるが、普遍主義と社会的連帯という価値を主張する点で、たしかに、多くのものを共有していると思われる。V. George, Paul Wilding, *Ideology and Social Welfare*, Routledge and Kegan Paul, 1976, chap. 4 参照。

(1) 1949 年論文「市民権と社会階級」

この論文においてマーシャルはまず、「市民権」の発達段階を、18世紀の「公民権」civil rights, 19世紀の「政治権」political rights, 20世紀の「社会権」social rights にわけ、この発達のプロセスによって、階級という社会的不平等が緩和され、特に、20世紀の「社会権」の展開にともなって、その展開は最後の段階に達したことを述べ、これによって「社会的不平等」の性格が変化したとしている。

ところで、ここに一つの問題が生じる。それは、「市民権」はたしかに「平等化」equalizing の方向を推し進め、階級的¹⁶⁾不平等を緩和する役割を果たすのであるが、それは、階級を実質上廃棄するものではない。それは次の定義をみると明白である。

「市民権とはコミュニティ〔これは、国民と言いかえてもよいであろう〕の成員に与えられる地位 status のことである。この地位をもつものは、この地位に与えられる権利と義務に関して平等である」〔文献 (2), p. 92〕。

つまり、ここでいう「地位」とは、社会の成員としての形式的に平等な権利と義務のことであって、それが、実質的な平等を保障するというのではないのである。しかし、この両者の関係は必ずしもそうとばかり言いきれない面があり、形式的な平等を保証するためには、ある程度、実質的な平等をも保証しなければならないという関係にある。事実、20世紀に入ってから「社会権」の進展 = 社会政策の進展は、実質的な意味での平等をもかなり押し進めた。

例えば、戦後の「国民保健サービス」は、誰でも無料で最良のサービスを提供されるという意味では最も平等性の強いものである。ところが、その結果をみると、実質的には中産階級の出費を軽減しそれだけ可処分所得がふえるということになり、しかも、利用率からみると、中産層の方が労働者階級よりもかなり高いという意味で、結果的

には不平等である。同様なことは、教育についてもみられ、教育の権利を普遍的に保証するという意味では平等化がはかれるが、中等教育でグラマースクールに入る子供は圧倒的に中産階級からの子弟が多く、これによって得られる教育免状が、一生その子供の価値を決めてしまうことになりかねないという点では、不平等である〔文献 (2), p. 121〕。

もう一つの重要な事例は20世紀になってから、労働組合が団体交渉の際に「公正な賃金」の要求をかかげるようになったことである。マーシャルによれば、団体交渉とは本来、賃金の改訂という公民権に基づく契約事項であったはずなのに、「公正な賃金」という、「社会的地位」の要素をもちこむことによって、問題が労使間の交渉にとどまらず、政府がこれに介入せざるをえなくなったとする。ところが、これによって決まった賃金は、いわば、一種の社会的承認をうけることになり、各職業間の賃金格差は地位の格差として社会的承認をうけることになる。つまり、不平等が社会的に承認されることになるのである。

このように、マーシャルによると、社会権の拡大は確かに不平等の縮小をもたらすが、そのことは、不平等の解消をはかることを意味するものではない。では、何が問題なのか。マーシャルは次のようにいう。

「重要なことは、文明化された生活の具体的内容が全般的に充実されることである。すなわち、危険性と不安定さが除かれ、より幸福な人より不幸な人との差が平等化されることである。平等化とは、階級間の問題であるというよりも、現在の目的からすれば一つの階級とみなしうる集団内部の人々の間の問題である。地位 status の平等は、収入の平等より重要である」〔文献 (2), pp. 112-113〕。「地位の差はそれがあまりひどくならない限り、民主主義的市民権という立場からみて、正当であるという承認をうけられる。しかし、それが可能なのは、人々が一つの文明に統合されたという前提があつてのことであり、〔不平等が〕世襲による特権という形をとらない限りにおいてである」〔文献 (2), p. 128〕。

16) ここで用いられている「階級」class とは、公民権の展開の上に成立してくるものであって近代社会における階級のことである。

ここからわかるように、マーシャルの「市民権」の概念はかなり複雑なものである。そしてこの複雑さは、社会学の概念である「地位」statusの複雑さからきている。要約すれば、次のようになる。それはまず、階級のもたらす不平等を平等化するものでありながら、それ自体が不平等の根拠にもなる。それは、個人の社会的権利を認めると共に、集団の一員としての性格 collective social rights をも付与する。また、団体交渉については、契約と地位とを媒介するものでもある、等々。つまり、相矛盾する諸原理を市民権という概念が媒介しているのである。ではいったい、そのようなものが実際に存在するのであろうか。マーシャルはいう。

「[こうした諸原理間の] パラドクスの存在は、しかしながら、混乱した頭脳が作り出したのではない。そして、こうしたパラドクスがあるからといって、当然に不安定さがもたらされるというのでもない。というのは、ちょっと常識を働かせさえすれば、思想の世界では論理がこれを越えられないとしても、行動の世界においては、パラドクスの山をも動かさうのである」〔文献 (2), p. 126〕。「私は、幾つかの原則の葛藤は、現在における民主主義的市民権の発展段階における社会秩序の根底に根ざしているものであると信ずる。これらは、一見、整合していないようにみえても、実際上は、安定性の根拠となっているものであり、論理によって統制されるものではなく妥協によって成立しているのであると考える。」〔文献 (2), p. 135〕。

これがマーシャルの、1949年段階における立場である。こうした、いわば、個人主義に根ざした社会民主主義の社会秩序に関する確信が、「福祉国家」あるいは「福祉社会」の根底にあったというのであろう。

(2) 1972年論文「福祉資本主義の価値問題」

ところが、1972年のこの論文では、事情が一変する。1949年の論文の「公民権」、「政治権」、「社会権」にあたる用語法は、ここでは「資本主義」、「民主主義」、「福祉」であるが、1949年の論文で

は、方法的に与えられていた「市民権」にあたる用語法がここには存在しない。上記の3つの社会的価値（これは「社会構造」と置きかえてもよい）をつなぐ用語法は、ここでは、複合体 hybrid であり、このことは各々の価値が各々の価値を相互に主張しあうという不安定な結合を意味しているのである。

特にここで注意を要するのは、1949年論文では、「福祉」にあたる「社会権」が普遍的権利に支えられていたとされるのに対し、1972年論文では、「愛他主義」altruism、さらには、権威主義 authoritarianism や恩情主義によって支えられているという性格の指摘〔文献 (15), p. 20〕であり、これは、1949年の論文ではほとんどみられない。また、民主主義の評価についても、1949年論文では、特に労働組合（産業民主主義）が高い評価をうけているのに対して、1972年の論文では、議会制民主主義も産業民主主義も、それ固有の利害を主張するのに急で、社会全体の利害を考えようとはしない、とされている〔文献 (15), p. 20〕。

こうした発展がおきたのは、一つには、各々の価値を担う担い手が制度として成立したことであり、経済的価値については、社会学者と技術者が、福祉については専門家が、政治については官僚が固有の発言権を確立したことがあげられる〔文献 (15), p. 21〕。

また、福祉の分野についてみても、やはりその内部での制度発展にともなって、いろいろな葛藤が生ずることになり、特に、公共部門の役割の拡大にともない、民間部門との間にどのような望ましいバランスを作り出すか、ということが重要な問題になる。これが特に問題をひきおこすのは教育の分野においてであり、望ましい目的、手段について、常に紛争が生ずる。社会保険については、公共部門の中に経済市場の価値をとり入れることによって、やはり、福祉と経済との間に hybrid を作りあげ、住宅政策においても、使用価値と市場価値（家賃）を媒介する「公正家賃」が hybrid の役割を演じ、最後に貧困については（『社会政策』第4版の説明とはやや異なるが）基本的な意味で「貧困」の問題を排除した。こうしたさまざ

まなプロセスによって、資本主義のもつ不平等は、民主主義（特に労働組合）および福祉によって是認されることになった。

ところで、このことは何を意味するのであろうか。

マーシャルはいう。このプロセスの進行には何の不思議な点はないし、これによって、混合体制における一種の安定化が生じ、「イデオロギーの終焉」といわれる状況が現出した。しかし、この状況は、相互に相手を容認しあっているだけであって、それら全体を包括する「ある種のパターンを決める原則に関する合意」が存在しない。経済成長という状況下でもあれば、こうした問題はおい隠せるのだが、それもない状況では、「相対的剝奪」relative deprivation といった概念が跋扈するだけである。これは、相互に不満をぶつけあうだけであり、全体としては、機能不全を生ずる、と述べたあとで、次のようにいう。

「貧困は切りとられるべき腫瘍であり、理論的にそうすることもできる。しかし、不平等は主要な器官が機能不全をおこしているということなのである。このような、正当化された不平等というシステムの機能不全は、おそらく、混合体制、あるいは、ハイフンでつながれた社会構造の活力に対する、最も深部に根ざした脅威なのである……問題は、価値を市場（資本主義的市場）に求めようにも、市民（民主主義的価値）に求めようにも、あるいは自分自身（福祉的価値）に求めようにも、それがいずれもできないというところにある。それだけではない。民主主義的要素と福祉的要素とは、各々その内部に難問を、すなわち、個々人とその環境条件の平等および不平等を作り出す源である機会の平等とのバランスをはかり、すべての人の不満を鎮めなくてはならない、という問題をかかえているのである。」〔文献 (15), p. 30〕。

ここに表明されているペシミズムを、1949年論文の基調をなす、明るい民主主義への信頼と比べてみると、同じ不平等の問題が全く別の照明をあてられていることがわかるのである。この差異は明らかに、1949年論文の全体を貫いて流れていた「市民権」に相当する概念が、1972年論文では、

「民主主義-福祉-資本主義の複合体 hybrid」となり、それらを包括する「ある種のパターンに関する合意」が存在していないことによると思われる。そして、これが「福祉国家」の成立以後、イギリス社会の発展がたどった一つの帰結であるとマーシャルはみているわけである¹⁷⁾。

IV 結 び

マーシャルの戦後の社会政策に関する諸論文の検討を通じて、1970年代におこった基調の変化について若干の論点を指摘してきた。簡単にまとめてみれば、1960年代初めには、「福祉国家」から「福祉社会」への転形をみ、ある種の収斂をみたにもかかわらず、一方では「貧困の再発見」の問題を通じて、他方、価値問題を通じて、「正当化された不平等」の存在が、機能不全をおこすことになった、ということである。これによって、「不平等」の考え方が全く逆転するわけである。別の言い方をすれば、マーシャル社会政策論においては、社会政策にキイ概念である「普遍主義的社会サービス」と、社会構造レベルでの分析に用いられた「市民権」の概念が、同じ価値関心から出ているということであり、これが、70年に到って、多くの問題を孕むようになった、ということでもある。

こうした問題を惹きおこした原因は、見てきたように、制度の発展による統合的目標の喪失と、経済的停滞にあるとあってよいであろう。そして、後者の点についていえば、すでに、60年代前半に書かれた「豊かな社会」の叙述の中で、アメリカの「豊かな社会」が、生産の過剰によって惹きおこされたものであるのに対し、イギリスにおけるそれは、生産の伴わぬ、形だけをまねたものである、という批判があったのが思い出される。制度の発展から出てくる問題と経済の問題は、一応別個のものなのである。

さて、これに対するマーシャルの処方箋は何か。

17) こうした制度-社会構造の発展の運動についてはマーシャル自身が第1次大戦後、捕虜としてすごしたドイツの収容所における体験から得たものであるとマーシャルは自伝の中で語っている。これが、その後の彼の制度の社会学的分析の基礎になったことは興味深い〔文献(16)参照のこと〕。

「貧困」への対策としては、諸社会政策施策間の調整、公的部門と民間部門の役割関係の明確化、等、全体的な統合調整が必要である〔文献 (13), 第 13 章参照〕。

社会構造上おきている「不平等」については次のようにいう。

「経済的不平等の問題解決に失敗していることは、現代の民主主義の欠点である。システムの諸要素間のバランスを維持することが民主主義の役割なのであるから、この欠点は危険である。しかしそれは、危機的であるというものではないし、愈しがたいというものではないと思う。何よりも必要なことは、政治家と官僚と公衆との間にコミュニケーションを回復し、失われた接触と理解とを取り戻すこと、勢力構造において相争う二つの民主主義、政治的民主主義と産業民主主義の役割の間に妥協点を見い出すことであろう。」「問題は構造的なものであるが、これに対して、純粹に構造的な解決法があるというわけではない。むしろ、これらに対する態度をかえることが大切である」と〔文献 (15), p. 30〕。この「態度を変える」ということが、何であるのかは、必ずしも明白ではない。しかし、いずれにしても、ここに示された見解は、イギリスあるいは西欧の民主主義に対する深奥からの発言であり、しかも、民主主義に対する信頼の表明するものとして、¹⁸⁾ わわれれの心を打つのである。

マーシャルの社会政策論の最近の論点の変化をめぐって、幾つかのポイントを指摘してきた。わが国の社会政策上の問題を考える上で、こうしたマーシャルの分析は、様々な問題を投げかけるように思われるのである。

T. H. マーシャル 社会政策関係文献

- (1) Work and Wealth, 1945, in, Class, Citizenship and Social Development, The University of Chicago Press, 1977.
- (2) Citizenship and Social Class, 1949, in, op. cit.
- (3) Social Selection in the Welfare State, 1953, in, op. cit.
- (4) The Welfare State and the Affluent Society, 1961 in, op. cit.
- (5) The Welfare State—a Comparative Study, 1961, in, op. cit.
- (6) The Affluent Society in Perspective, 1962, in, op. cit.
- (7) Welfare in the Context of Social Development, 1965, in, J. S. Morgan (ed.), Welfare and Wisdom, University of Toronto Press, 1966.
- (8) Welfare in the Context of Social Policy, 1965, in, op. cit.
- (9) The Right to Welfare, 1965, in, N. Timms and David Watson (eds.), Talking about Welfare, Routledge and Kegan Paul, 1976.
- (10) Social Polity in the Twentieth Century, 1st edition, 1965, Hutchinson
- (11) —, 2nd edition, 1967.
- (12) —, 3rd edition, 1970.
- (13) —, 4th edition, 1975.
- (14) The Role of the Social Services, 1970, in, W. A. Robson, B. Crick (eds.), The Future of the Social Services, Penguin Books.
- (15) Value Problems of Welfare Capitalism, 1972, in, Journal of Social Policy, Cambridge University Press.
- (16) A British Sociological Career, 1973, in, The British Journal of Sociology.

18) マーシャルは、もし、この調整がうまくゆかないと、ファシズムに道を開くことになるかもしれないと、警告している。〔文献(15), p32〕。